

投票事務従事者募集要領

1. 概要

岩見沢市選挙管理委員会では、多くの皆さんに政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近に感じてもらえるよう、期日前投票所投票管理者及び投票立会人(期日前投票・投票日当日)として、投票事務に従事していただける方を募集しています。あらかじめ、「投票事務従事者登録名簿」に登録いただき、実際の選挙の際に、登録された方の中から選任します。

※登録された全ての方が、必ず選任されるわけではありません。

【対象となる選挙】

- 衆議院議員選挙(最高裁判所裁判官国民審査含む)
- 参議院議員選挙
- 北海道知事・北海道議会議員選挙
- 岩見沢市長選挙・岩見沢市議会議員選挙

2. 業務内容

(1) 期日前投票所投票管理者

期日前投票所の最高責任者として、投票所の運営の指揮監督を市職員と協力して行います。

- 期日前投票所の開閉
- 投票箱の開錠、閉鎖
- 投票録その他必要な報告書の作成
- 投票所を管理し、投票事務全般について最終決定を行う

(2) 投票立会人(期日前投票・投票日当日)

投票管理者の補助を行い、投票事務の執行が公正に行われるように監視・見守る人です。

- 投票所及び投票箱の開閉に立ち会うこと
- 最初の投票者が投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと(期日前投票の場合は、2日目以降、投票所を開く前に投票箱の鍵が封印されていることを確認し、投票箱の開錠に立ち会うこと)
- 選挙人が入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に投入し、退場するまでの一連の行為に立ち会うこと
- 投票録へ署名すること

【注意事項】

- 時間中に外出することはできません。休憩、食事等は投票所施設内でとっていただきます
- 投票が行われない(無投票)場合は、業務はありません

3. 登録資格

岩見沢市内に住所を有し、岩見沢市の選挙人名簿に登録されている(選挙権がある)方

4. 場所、時間、報酬など

区分	投票管理者		投票立会人	
	期日前投票		投票日当日	
日程	公示(告示)日の翌日から投票日前日までの期間のいずれかの日(複数の日・場所をお願いする場合があります) ※岩見沢市役所以外の期日前投票所は、開始日が異なります。		投票日当日	
場所・時間	6か所の期日前投票所 ● 岩見沢市役所(8:30~20:00) ● 市役所北村支所(9:00~17:30) ● 市役所栗沢支所(9:00~17:30) ● 市役所幌向出張所(9:00~17:30) ● 岩見沢市立教育研究所(9:00~17:30) ● 有明交流プラザ(9:00~20:00) ● 移動期日前投票所(バス:選挙の都度決定します) ※集合時間は、開始15分前です。		48か所の投票所 ・通常の投票所(7:00~20:00) ・繰上投票所(7:00~19:00) ※集合時間は6:45です。	
人数	各期日前投票所1人	各期日前投票所2人	各投票所2人 ※投票立会人のうち1人は、投票終了後、投票箱を開票所へ送致していただきます。送致後は、タクシーでお送りします。	
報酬	11,300円/日	9,600円/日	10,900円/日	
※規定の源泉所得税を控除します。交通費・各種手当などはありません。				
その他	食事は各自で用意していただきます。			

5. 申込方法

登録申込書を提出するか、岩見沢市ホームページの投票事務従事者登録申込フォームから申し込んでください。申し込みは随時受け付けていますが、選挙期日が近い場合は、直近の選挙の対象にはなりません。

また、同一の政党その他政治団体に属する方が複数となる場合には、投票立会人に選任されないこともありますのでご了承ください。

応募により取得した個人情報とは適正に管理し、選挙事務以外の目的で使用したり、外部に提供したりすることはありません。

6. 登録

受付後、資格等を確認し、要件を満たす方を登録します。

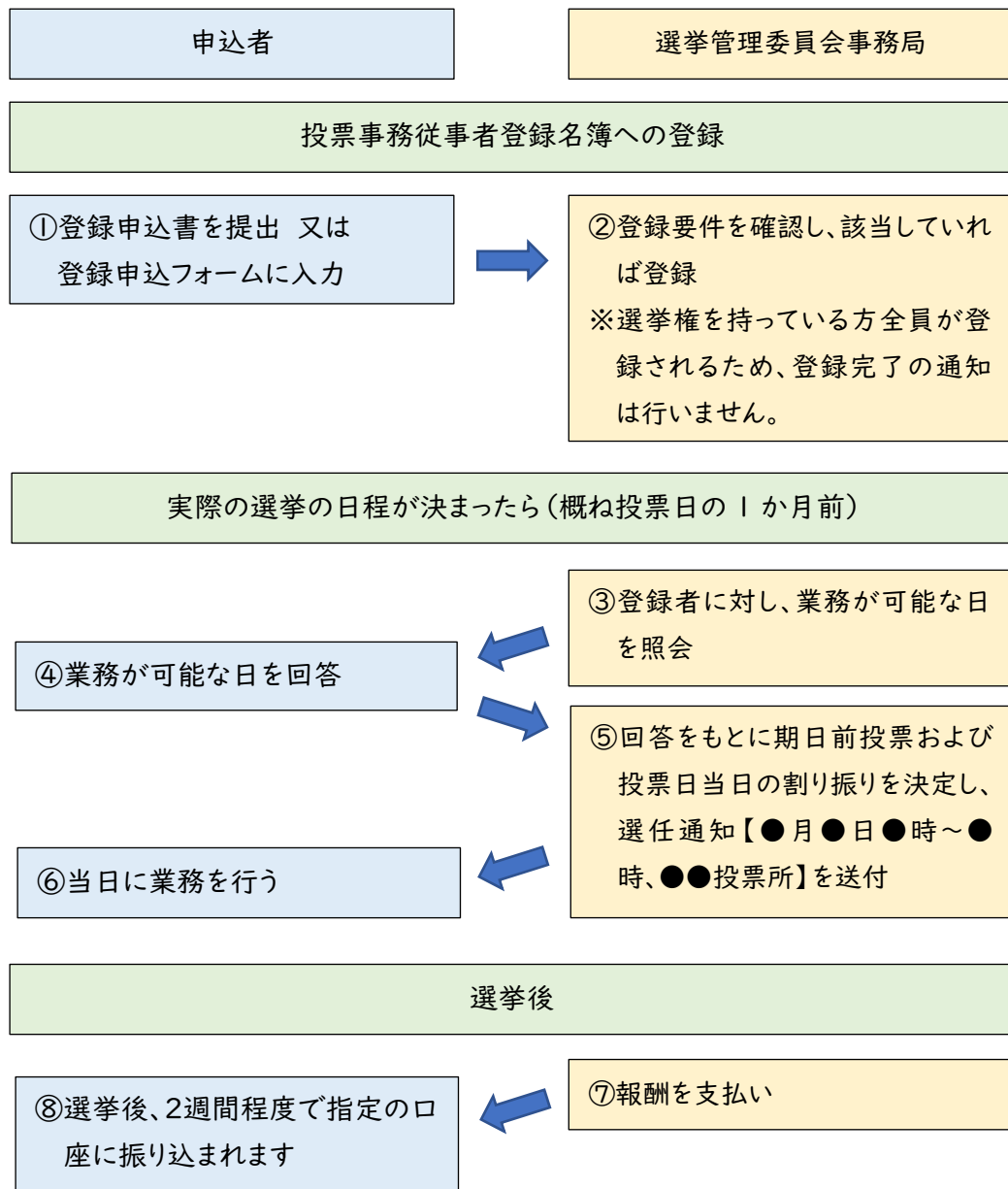
7. 登録期間

特に申し出がない限り、無期限です。登録を取り消す場合は、岩見沢市選挙管理委員会事務局まで申し出て下さい。転出などにより岩見沢市選挙人名簿から抹消された場合は期間内でも登録が抹消されます。

8. 選任方法

選挙の際に、登録されている方に日程調整等の連絡を行い選任します。

9. 登録の流れ



10. 申込・問合先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市選挙管理委員会事務局
電話 0126-35-4870(直通)